

(第108期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第108期報告書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境が改善し緩やかながら回復基調が続きましたが、資源価格の下落や地政学的な不安要素もあり、今年に入り停滞感も広がっております。一方で世界経済は、米州・欧州で概ね景気回復が進みましたが、中国や資源国では経済の減速感が強まりました。

機械・プラント事業は、長期的には東南アジアを中心とした新興国経済の成長や、人口増加によるエネルギー需要の拡大が見込まれておりますが、短期的には原油価格の低迷、LNG需給緩和に伴う石油・ガス関連設備投資計画の延期等により、大型タンクの新増設等の機会が減少しております。

物流システム事業では、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に加え、インターネットの利便性向上等により引き続きネット通販やネットスーパー市場の成長が見込まれます。また、訪日外国人数増加等に伴う航空需要の増加による空港施設等の新設やリニューアル案件が増加するなど、引き続き物流システムの需要は拡大基調にあります。

このような事業環境下、当連結会計年度の売上高は物流システム事業で増収となったものの、機械・プラント事業における案件数の減少などにより465億72百万円（前連結会計年度比11.2%減）、営業利益は30億24百万円（同15.7%減）、経常利益は32億27百万円（同17.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期計上された大雪被害に伴う受取保険金がなくなったこと等により19億6百万円（同36.8%減）となりました。また受注高につきましては、337億41百万円（同8.1%増）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

・機械・プラント事業

メンテナンス分野では、消防法の一部改正による浮屋根式貯槽の改修工事など安定した仕事量を確保しておりますが、新設分野においては石油価格上昇の兆し

が見えない中、石油・ガス関連設備投資需要が伸びず、当社ではコストダウン、新工法開発を進めながら、採算を重視した営業活動に注力した結果、大型新設案件の受注は低調に推移致しました。

この結果、当事業の売上高227億88百万円（前連結会計年度比22.6%減）、営業利益は19億21百万円（同31.1%減）、受注高は123億87百万円（同6.6%減）となりました。

・物流システム事業

流通市場における厳しい競争環境は継続しておりますが、ネット通販、流通業向けのケース自動保管システム「マルチシャトル」や空港手荷物搬送設備等を中心として売上計上されました。利益面では、メンテナンス子会社との合併後、業務効率化策の実行、利益率の高い大型案件が売上計上されたことも相まって、大幅な改善が進みました。

この結果、当事業の売上高は172億6百万円（前連結会計年度比9.7%増）、営業利益は6億67百万円（同66.0%増）、受注高は196億4百万円（同18.9%増）となりました。

・その他

上記に属さないその他の事業は、それぞれの事業特性に応じ業績の向上に注力した結果、売上高は65億77百万円（前連結会計年度比10.4%減）、営業利益は8億55百万円（同6.9%増）、受注高は17億48百万円（同20.3%増）となりました。

② セグメント別売上高

セグメントの名称	金額	構成比
機械・プラント事業	22,788 百万円 (10,087)	48.9 % (21.7)
物流システム事業	17,206 (257)	36.9 (0.6)
報告セグメント計	39,995 (10,344)	85.9 (22.2)
そ の 他	6,577 (56)	14.1 (0.1)
合 計	46,572 (10,401)	100.0 (22.3)

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備
トーヨーカネツソリューションズ株式会社
物流システム機器生産設備の増設（物流システム事業）
2. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
トーヨーカネツ株式会社
本社移転計画に基づく新本社の取得
3. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、滅失等はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第105期 平成24年度	第106期 平成25年度	第107期 平成26年度	第108期 (当連結会計年度) 平成27年度
受 注 高 (うち海外受注高)	36,429 (8,454)	46,547 (20,190)	31,205 (5,002)	33,741 (3,847)
売 上 高 (うち海外売上高)	45,503 (11,619)	48,395 (11,252)	52,457 (15,698)	46,572 (10,401)
経 常 利 益	2,745	4,776	3,891	3,227
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,526	2,879	3,019	1,906
1株当たり当期純利益	12円53銭	24円18銭	26円08銭	17円45銭
総 資 産	58,078	54,515	55,928	51,368
純 資 産	30,862	33,789	36,580	34,376
1株当たり純資産額	257円71銭	282円18銭	315円91銭	333円91銭

- 注：1. 第106期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）を適用しております。（ただし、退職給付に関する会計基準第35項本文、及び退職給付に関する会計基準の適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）
2. 第107期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）第67項本文を適用しております。
3. 第108期より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
トーヨーカネツソリューションズ(株)	400	100.0	物流システム機器 の製造・販売及び メンテナンス
ト ー ヨ ー コ ー ケ ン (株)	90	100.0	産業用設備機器の 製造及び販売
トーヨーカネツビルテック(株)	50	100.0	各種建築物の設計 及び建築
トーヨーカネツインドネシア社	千米ドル 2,000	100.0 (5.0)	貯蔵タンクの製造 及び販売

注：出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、創業時からの社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」の精神に基づき、先進的なエネルギー・物流技術を軸に未来の社会インフラ高度化に貢献することを目指しております。

この方針のもと、「株主」「顧客・取引先」「社員」「地域社会」等全てのステークホルダーの視点に立った経営を行い、グループの持続的成長と企業価値向上を実現してまいります。

・中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、上記方針の実現に向けて、グループ中期経営計画（2016～2018年度）を策定しました。本計画では、期間中に予想されるエネルギー需給の緩和や、ネット通販の拡大等の環境変化等に対処するため、従来の事業領域やビジネスプロセスに囚われない“Challenge & Change”のスローガンの下、以下の4つを経営方針として設定しております。

1. 事業領域の拡大
2. 更なる高収益体質への転換と競争力の強化
3. 既存事業の強みを生かした新規事業の立上げ
4. 適切なリスクテイクを可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築

なお、主要事業の戦略・対処すべき課題は、以下の通りであります。

① 機械・プラント事業

短・中期的には原油価格の低迷によるプラント設備投資案件の延期・中止や、新興国における経済減速、省エネ技術の進展などによるエネルギー需要の減少などに伴い、受注案件は限定的に推移する見通しであります。一方、長期的には新興国の人口増加や経済成長の伸びに同調し、石油・天然ガス需要が伸張、それに伴う新增設案件の増加が想定されることから、以下の事業戦略により今後の受注力強化と事業領域の拡大に努めてまいります。

1. 東南アジア・中東案件の取り込み
2. 設備企業とのアライアンス戦略
3. 小型タンク市場への参入
4. 業務生産性の向上
5. プロジェクト工程短縮と標準化
6. メンテナンス事業の拡大

② 物流システム事業

スマートフォンの普及等によるネット通販市場の拡大、訪日外国人の増加による空港設備需要拡大や、アジア新興国の経済発展による物流市場拡大などにより、物流システム需要は今後も増加が見込まれ、その中で配送時間短縮など更なる効率化や、国内における労働人口減少の影響で省力化・省人化技術への期待が益々高まっております。

こうした事業環境下、以下の事業施策によりハイレベルな顧客ニーズに対応した製品・サービスを提供しながら、更なる高収益体質の構築に挑戦してまいります。

1. 優位性の高いシステムの拡販
2. 冷凍・冷蔵等分野への強化
3. アライアンスによる事業領域の拡大
4. 営業～メンテナンスまでのバリューチェーン強化
5. メンテナンス事業の強化
6. 次期戦略製品の開発

また、平成27年4月1日をもって、物流システム事業の中核会社であるトーヨーカネツソリューションズ㈱は、その子会社（当社の孫会社）であり、物流システムのメンテナンス業務を担うケイ・テクノ㈱を吸収合併致しました。これにより、事業の更なる高付加価値化と効率化を実現させ、上記施策を着実に遂行してまいります。

③ 新製品・サービスの開発／既存事業の強みを生かした新事業の立上げ

機械・プラント事業においては、低炭素社会への要請に応えるため、CO₂を一切排出せず環境負荷低減に大きな役割を果たすと考えられている水素エネルギーの貯蔵に向けて、大型液体水素タンクの開発を進めてまいります。

物流システム事業では、小売事業の業態変化やI o Tの進展、労働人口減少問題に対応するため、I o Tやロボットなどを取り込んだ次世代物流システムを構築してまいります。

また、エネルギー産業との親和性、これまで培ってきた豊富な販売チャネルを活用し、電力関連ビジネスへの参入を検討してまいります。

④ 全社的重点施策

“Challenge & Change”の企業風土を醸成し、持続的な成長・発展を目指すため、適切なリスクテイクを可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けて、次の施策を遂行してまいります。

1. ガバナンス・ガイドラインの実践と取締役会の機能強化
2. タイムリーな情報発信と企業イメージ・認知度の向上
3. 決算説明会開催等、株主との対話の強化
4. ESG（環境・社会・企業統治）への取組み強化
5. 中長期経営課題と事業環境を踏まえたグループ最適編成の検討
6. 資本効率と経営安定性の両立を目指した資金調達最適化
7. “Challenge & Change”の企業風土の醸成
8. 次世代経営人材の育成・強化
9. 女性の職場における活躍の推進

なお、当中期経営計画期間最終年度にあたる2018年度、及び本計画の延長線上にある2020年度の連結業績目標の詳細は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

連結業績目標	2015年度 平成28年3月期	2018年度 平成31年3月期	2020年度 平成33年3月期
	実績	目標	目標
売上高	46,572	48,200	55,000
機械・プラント事業	22,788	20,800	23,000
物流システム事業	17,206	20,000	22,000
その他・調整額ネット	6,577	7,400	10,000
営業利益	3,024	3,100	3,500
機械・プラント事業	1,921	1,000	1,150
物流システム事業	667	1,600	1,800
その他・調整額ネット	436	500	550
ROE	5.4%	6.5%	6.7%
配当性向	28.6%	20.0～30.0%	—
総還元性向	131.9%	50.0～75.0%	—
海外売上比率	22.3%	15.0%	25.0%
新事業売上比率	—	—	4.7%

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① 機械・プラント事業

LNG、LPG、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンクの設計・製作・施工や、これら各種タンクのメンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

② 物流システム事業

ITを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムを開発・設計・製作や、これら各種システムのメンテナンス業務等を行い、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

会社名	区分	所在地
トヨーカネット(株)	本社	東京都江東区
	千葉事業所	千葉県木更津市
トヨーカネットソリューションズ(株)	本社	東京都江東区
	和歌山工場	和歌山県有田市
トヨーカネットインドネシア社	バタム工場	インドネシア国

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械・プラント事業	423名（279名）	138名増（527名減）
物流システム事業	300名（39名）	7名減（5名減）
報告セグメント計	723名（318名）	131名増（532名減）
その他	119名（41名）	2名減（2名減）
全社（共通）	42名（6名）	2名増（－）
合計	884名（365名）	131名増（534名減）

- 注：1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び季節工を含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて131名増加しましたのは、主にトーヨーカネツインドネシア社において臨時雇用者の常勤雇用を行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,499 百万円
株式会社みずほ銀行	908
三菱UFJ信託銀行株式会社	851
日本生命保険相互会社	100
株式会社山梨中央銀行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、下記の通り本社を移転する予定であります。

1. 移転先

東京都江東区南砂二丁目11番1号

2. 移転時期

平成28年11月（予定）

3. 移転理由

現本社屋の老朽化が懸念される中、現本社に近く、より利便性の高い立地に移転することにより、お客様とのリレーションシップや業務活動効率の一層の向上を図るとともに、省スペース・省エネ・省資源等による環境配慮型オフィス化や執務スペースの事業部門ごとのワンフロア化による情報共有化、セキュリティレベルの高度化、事業継続計画（BCP）への対応強化等に取り組み、安全で快適なビジネス環境の実現を目指すものであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 297,000,000株
- ② 発行済株式の総数 115,030,741株(自己株式12,081,337株を含む)
- ③ 株主数 12,839名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社りそな銀行	4,891	4.75
株式会社レオパレス21	4,231	4.11
日本生命保険相互会社	4,144	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,421	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,711	2.63
大栄不動産株式会社	2,125	2.06
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1,610	1.56
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,539	1.49
株式会社神戸製鋼所	1,520	1.47
新日鐵住金株式会社	1,519	1.47

注：持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。

⑤ 自己株式の取得及び保有

1. 当事業年度において取得した自己株式

普通株式 12,084,219株 取得価額の総額 3,004,724,779円

上記のうち、

(イ) 定款授権に基づく取締役会決議により取得した自己株式

i 平成27年5月13日開催の取締役会決議により取得したもの

普通株式 4,126,000株 取得価額の総額 999,972,000円

ii 平成27年11月10日開催の取締役会決議により取得したもの

普通株式 7,937,000株 取得価額の総額 1,999,802,000円

(ロ) 単元未満株式の買取りにより取得した自己株式

普通株式 21,219株 取得価額の総額 4,950,779円

2. 当事業年度において消却した自己株式

普通株式 23,700,000株

3. 当事業年度末において保有する自己株式

普通株式 12,081,337株

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 氏 名 等 (平成28年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	水 上 健	
代表取締役社長	柳 川 徹	トーヨーカネツソリユーションズ(株) 代表取締役社長
取 締 役	有 田 貞 雄	機械・プラント事業部長
取 締 役	藤 吉 昭 二	管理本部長兼千葉事業所長、トーヨーコーケン (株)代表取締役社長
取 締 役	下 前 功	機械・プラント事業部副事業部長
取 締 役	武 田 正 之	機械・プラント事業部営業担当
取 締 役	兒 玉 啓 介	管理本部副本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取 締 役 (監査等委員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、(公財)アジア刑政財団副理事長、本田技研工業(株)社外監査役、野村證券(株)社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	永 井 庸 夫	
取 締 役 (監査等委員)	中 村 重 治	(株)エフテック社外監査役、リケンテクノス(株)社外監査役

- 注：1. 当社は、平成27年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行致しました。当該移行に伴い、常勤監査役阿部和人氏、監査役樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏の任期が満了し、それぞれ監査等委員である取締役（以下、「取締役（監査等委員）」）といたします。）に選任され就任しております。
2. 取締役（監査等委員）樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、社外取締役であります。
3. 当社では、重要な社内会議への出席及び取締役等からの情報収集並びに内部監査部門との十分な連携を図ることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の取締役（監査等委員）を置くこととし、阿部和人氏を選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）阿部和人氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

6. 当社は、取締役(常勤監査等委員)阿部和人氏、取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。
7. 取締役副社長島崎真次氏は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任致しました。
8. 取締役兒玉啓介氏は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会において新たに選任され就任致しました。
9. 取締役武田正之氏は、平成27年10月1日付で機械・プラント事業部海外工務部長兼生産技術部長から機械・プラント事業部営業担当に就任致しました。
10. 取締役(監査等委員)中村重治氏は、リケンテクノス㈱の第87回定時株主総会(平成28年6月24日開催予定)の承認を得て、同社の社外取締役に就任予定であります。

(ご参考)

平成28年4月1日現在の経営体制は、次の通りであります。

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柳 川 徹	トーヨーカネツソリユーションズ㈱ 代表取締役社長
取締役相談役	水 上 健	
取締 役	下 前 功	機械・プラント事業部長
取締 役	武 田 正 之	機械・プラント事業部副事業部長
取締 役	兒 玉 啓 介	管理本部長
取締 役	有 田 貞 雄	特命担当
取締 役	藤 吉 昭 二	トーヨーコーケン㈱代表取締役社長
取締 役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取締 役 (監 査 等 委 員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、(公財)アジア刑財団副理事長、本田技研工業㈱社外監査役、野村證券㈱社外取締役
取締 役 (監 査 等 委 員)	永 井 庸 夫	
取締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 重 治	㈱エフテック社外監査役、リケンテクノス㈱社外監査役

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く。)	8名	146百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	27 (17)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	6 (3)
合計	12	181

- 注：1. 監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は、当該移行後の期間に係るものであります。
2. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名であります。上記員数と相違しておりますのは、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名が含まれているためであります。
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第100期定時株主総会決議において月額15百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当該移行後の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額15百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額5百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第85期定時株主総会決議において月額5百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役(監査等委員) 樋渡利秋氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

TMI 総合法律事務所の顧問弁護士、(公財)アジア刑政財団の副理事長、本田技研工業(株)の社外監査役及び野村證券(株)の社外取締役を兼任しております。野村證券(株)は当社が利用する証券会社であり、同社の金融商品を購入しております。他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
取締役(監査等委員)就任以降、取締役会へは10回開催中10回出席し、監査等委員会へは10回開催中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
- 2. 取締役(監査等委員) 永井庸夫氏
 - (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況
取締役(監査等委員)就任以降、取締役会へは10回開催中10回出席し、監査等委員会へは10回開催中10回出席し、上場会社(異業種)の会社経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
- 3. 取締役(監査等委員) 中村重治氏
 - (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
㈱エフテックの社外監査役及びリケンテクノス㈱の社外監査役を兼任しております。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況
取締役(監査等委員)就任以降、取締役会へは10回開催中10回出席し、監査等委員会へは10回開催中10回出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35 百万円

注：1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の職務執行状況、及び報酬見積の算出根拠等に係る必要な検証を実施した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意致しました。

- ③ 非監査業務の内容
当社は仰星監査法人に対して、英文財務諸表に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任致します。
また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。
- ⑤ 当社の子会社であるトーヨーカネツインドネシア社及びトーヨーカネツマレーシア社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針は、以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する組織体制、規程、規則等を協議するとともに、重大なコンプライアンス事案の調査及び再発防止策の審議機関とする。
 2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の中からコンプライアンス統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス所管部門を定め、コンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス活動計画の立案及び運用を行う。
 3. コンプライアンス統括責任者の指揮のもとコンプライアンス所管部門は、
 - (イ) グループ会社を含む取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、企業倫理を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、グループ企業行動憲章をはじめとしたコンプライアンス諸規程を定め、グループの取締役及び使用人に周知徹底を図る。
 - (ロ) コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行い、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
 4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外（顧問弁護士）に設置し、法令あるいは企業倫理上疑義のある行為等につきグループの取締役及び使用人の直接情報提供の手段を設ける。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社及びグループ（全社）のリスク管理を担当する部署を定めるとともに、担当取締役（リスク管理統括責任者）を置く。同部署は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築、維持、改善を行う。
 2. 全社リスク管理部署及びリスク管理統括責任者は、全社のリスク管理の状況を定期的に取り纏め、取締役会に報告する。
 3. 危機対応マニュアルを作成し、有事への全社的な対応体制を構築する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行う。
 2. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行う。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び廃棄に関する重要書類取扱規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1. グループ運営・管理規程を定め、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、グループ運営の円滑化並びに適正化を図る。
 - 2. グループ会社は、その事業、規模等を踏まえ、当社のコンプライアンス諸規程等を準用し、コンプライアンス体制の構築を行う。
 - 3. リスク管理部署は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制
 - 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会補助スタッフ、兼務を含む）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとする。
 - 2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）他業務執行ラインの指揮・命令を受けない。
 - 3. 監査等委員会の補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制
 - 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む）は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 2. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
 - 3. 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び事業会議等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人にその説明を求めることとする。
 - 4. 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門への指示による監査の実施や、運用状況のモニタリングにより効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障する。
 - 6. 監査等委員会が職務の執行において生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
 1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
 2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、グループ企業行動憲章他のコンプライアンス諸規程を定め、社内情報システム上に掲示し、周知するとともに、コンプライアンスに関する自己点検を定期的実施することにより、グループの使用人に対し法令遵守を徹底しております。
 2. コンプライアンス活動実績や計画を含む体制全般については、コンプライアンス委員会においてレビューするとともに、経営会議の承認を経て取締役に報告しております。
 3. グループの取締役・執行役員向けコンプライアンス研修の実施や、経営幹部、中堅社員、新入社員等の階層別研修時にコンプライアンス研修を組み入れることにより、コンプライアンスに関する知識と意識を高めております。
 4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外（顧問弁護士）に設置し、社内報・社内メール等により利用促進を図っております。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程に基づき、リスク管理統括責任者及び担当部門を中心にリスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
 2. リスク管理担当部門は、重要リスクや不正リスクの評価結果を含め、リスク管理活動実績を経営会議に定期的に報告しております。
 3. 危機対応マニュアルを定め、有事への全社的な対応体制を構築しております。なお、当事業年度においては、これに該当する事案は発生しておりません。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行っております。

2. 経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項について協議しております。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要書類取扱規程に基づき、重要書類の保存期限を明確化し、情報の保存・管理を適切に行っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 1. グループ運営・管理規程に基づき、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、運用しております。
 2. 当社のコンプライアンス諸規程等をグループ各社に適用し、グループのコンプライアンス体制を構築しております。
 3. 当社のリスク管理担当部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制
 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会の補助スタッフ、兼務を含む）を4名配置し、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得ております。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して業務執行ラインの指揮・命令を受けることなく、独立的な立場で補助業務を遂行しております。
 3. 監査等委員会の補助スタッフ（兼務者）は、監査等委員会の監査計画等に従い、補助業務を他の業務に優先して遂行しております。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制
 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む）が監査等委員会に報告すべき事項を定め、これを運用しております。
 2. 内部通報（ヘルプライン）窓口への通報の内容については、その都度、監査等委員会に報告するとともに、年度報告を毎年3月に実施しております。
 3. 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議等に出席するとともに、重要な文書の閲覧や子会社取締役等へのヒアリングにより決算及び業務執行状況に関する情報を収集しております。
 4. 監査等委員会は、会計監査人とは四半期ごとに、また、代表取締役とは年2回、ミーティングを開催し、監査の状況や会社の経営状況などを把握し、監査の有効性を確保しております。
 5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障しております。
 6. 監査等委員会が職務の執行において必要な費用については、速やかに当該費用等を処理しております。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制を整備・運用し、評価する体制を構築しており、その結果、財務報告に係る内部統制が有効であるとの内部統制報告書を当局に提出しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
 1. 重要な契約の締結にあたり、反社会的勢力排除条項を挿入するなど、反社会的勢力との関係断絶を徹底しております。
 2. 平素より警察等の関係行政機関と緊密に連携するとともに、特殊暴力防止対策連合会等関係団体より情報収集を行い、適切な対策を講じております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社と致しましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、持続的な成長に必要な十分な株主資本の水準を保持するとともに、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを資本政策及び利益配分の基本方針として設定しております。

内部留保資金につきましては、既存事業の強化や新規事業展開のため、設備投資や研究開発投資をはじめとする戦略的投資に活用するほか、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式の取得にも充当する方針であります。

また、株主の皆様への利益還元を更に充実させる観点から、平成27年11月10日開催の取締役会において、以下の株主還元方針を決議しております。

株主還元方針の内容

- ・連結配当性向 : 20～30%と設定致します。(ただし、1株あたり5円を下限とする。)
- ・連結総還元性向 : 50～75%と設定し、自己株式取得を機動的に実施致します。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではない。)
- ・本方針の適用期間 : 平成28年3月期から平成31年3月期までの4期とし、当該期間の終了時点で見直すことと致します。

当基本方針及び株主還元方針のもと、当期の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、前期の4円から1株当たり1円増配し、5円(連結配当性向28.6%)とさせて頂く予定であります。

なお、自己株式につきましては、平成27年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、当期中に金額約20億円、株数約8,000千株の取得を行うとともに、平成27年11月25日付で株数23,700千株(消却前の発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合17.1%)の消却を行いました。また、平成28年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年5月25日付で株数12,000千株(消却前の発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合10.4%)の消却を行う予定であります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	29,995	流 動 負 債	12,866
現金及び預金	13,608	支払手形及び買掛金	3,231
受取手形及び売掛金	9,474	短期借入金	2,357
リース投資資産	1,527	1年内返済予定の長期借入金	60
有 価 証 券	500	未払費用	3,434
商品及び製品	55	未払法人税等	669
仕 掛 品	2,644	繰延税金負債	10
原材料及び貯蔵品	1,310	前受引当金	1,478
繰延税金資産	380	賞与引当金	275
そ の 他	515	注損引当金	521
貸倒引当金	△22	完工工事補償引当金	181
固 定 資 産	21,372	その他	646
(有形固定資産)	13,661	固 定 負 債	4,125
建物及び構築物	2,325	長期借入金	1,155
機械装置及び運搬具	1,208	繰延税金負債	607
工具、器具及び備品	202	再評価に係る繰延税金負債	1,529
土 地	9,427	退職給付に係る負債	462
建設仮勘定	498	資産除去債務	332
そ の 他	0	その他	39
(無形固定資産)	370	負 債 合 計	16,991
(投資その他の資産)	7,340	[純 資 産 の 部]	
投資有価証券	6,240	株 主 資 本	32,136
繰延税金資産	41	資 本 金	18,580
退職給付に係る資産	390	資 本 剰 余 金	1,273
そ の 他	923	資 本 利 剰 余 金	15,170
貸倒引当金	△256	自 己 株 式	△2,887
資 産 合 計	51,368	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,239
		その他有価証券評価差額金	1,788
		土地再評価差額金	1,077
		為替換算調整勘定	△639
		退職給付に係る調整累計額	12
		純 資 産 合 計	34,376
資 産 合 計	51,368	負 債 及 び 純 資 産 合 計	51,368

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科	目	金 額	
売	上		46,572
売	上		39,361
売	上		7,211
販	費		4,186
営	業		3,024
営	業		3,024
受	取	44	
受	取	206	
ス	ク	59	
貸	倒	91	
雑	収	88	489
営	業		489
支	払	14	
為	替	228	
雑	損	43	287
経	常		287
特	別		3,227
特	別		3,227
固	定	14	
受	取	8	
投	資	5	29
特	別		29
固	定	27	
減	損	19	
合	併	25	
本	社	11	
そ	の	11	95
税	金		95
金	等		95
調	整		95
前	当		95
期	純		95
利	益		95
益			95
法	人	1,011	
税	、		
住	民		
税	及		
び	事		
業	税		
税	額		1,264
法	人	253	
税	等		
調	整		
額			1,897
当	期		1,897
純	利		1,897
利	益		1,897
益			1,897
非	支		9
配	株		
主	に		
帰	属		
す	る		
当	期		9
純	損		9
損	失		9
失			9
親	会		
社	株		
主	に		
帰	属		
す	る		
当	期		1,906
純	利		1,906
利	益		1,906
益			1,906

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	18,580	1,104	18,797	△4,957	33,525
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△460		△460
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,906		1,906
自己株式の取得				△3,004	△3,004
自己株式の消却			△5,074	5,074	－
連結子会社株式の取得 による持分の増減		169			169
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	169	△3,627	2,069	△1,388
平成28年3月31日 残高	18,580	1,273	15,170	△2,887	32,136

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額 差 額 金	退 職 給 付 金 積 立 金 調 整 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年4月1日 残高	2,035	995	△549	334	2,814	240	36,580
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△460
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,906
自己株式の取得							△3,004
自己株式の消却							－
連結子会社株式の取得 による持分の増減							169
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△246	82	△89	△321	△575	△240	△815
連結会計年度中の変動額合計	△246	82	△89	△321	△575	△240	△2,204
平成28年3月31日 残高	1,788	1,077	△639	12	2,239	－	34,376

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| 1. 連結子会社の数 | 8社 |
| 2. 会社の名称 | トヨーカネツソリューションズ㈱
トヨーコーケン㈱
トヨーカネツビルテック㈱
㈱トヨーサービスシステム
トヨーカネツインドネシア社
ティーケーケーユーエスエー社
トヨーカネツシンガポール社
トヨーカネツマレーシア社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産

- ・ 製品
主に先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 仕掛品
主に個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 原材料
主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～57年 機械装置 2～13年

2. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

3. 受注損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

4. 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当連結会計年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
1. 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
 2. のれんの償却方法及び期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
 3. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、当連結会計年度末の資本剰余金が169百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「未収入金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「未収入金」は101百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	464百万円		
機	械	装	置	0百万円
工具、器具及び備品		0百万円		
土	地	5,523百万円		
計		5,988百万円		

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	427百万円
長	期	借	入	金	980百万円
計					1,407百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,405百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,250百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

115,030,741株

(2) 配当に関する事項

1. 配当金支払額

平成27年6月26日開催の定時株主総会決議において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	460,134,492円
1株当たり配当額	4円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月29日

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	514,747,020円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の円滑な遂行のために必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資が生じた場合は、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、管理表等により滞留状況を定期的に確認する一方、外貨建債権に対する為替変動リスクは、必要に応じて外貨建借入を実行すること等により、ともにリスクの軽減を図っております。

有価証券は高格付けで安全性の高い金融商品による余資の運用であり、また投資有価証券は、主にその他有価証券として保有する株式で、このうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、一部の債券には組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。

借入金の使途は、運転資金及び大型受注案件の一時的な資金立替等によるものであり、主な長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップによる支払利息の固定化を図っております。デリバティブ取引については、当社が定めたデリバティブ取引取扱規則に基づき、投機的な取引は行わず、実需等に基づき行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,608	13,608	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,474		
貸倒引当金(*)	△19		
	9,455	9,455	—
(3) 有価証券	500	500	—
(4) 投資有価証券	5,317	5,317	0
資産計	28,880	28,880	0
(1) 支払手形及び買掛金	3,231	3,231	—
(2) 短期借入金	2,357	2,357	—
(3) 未払費用	3,434	3,434	—
(4) 長期借入金 （1年以内を含む）	1,215	1,229	14
負債計	10,238	10,252	14
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されて いるもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注：1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金
 主に短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
 おります。
- (3) 有価証券
 満期日までの期間が短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額
 によっております。
- (4) 投資有価証券
 取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金(1年以内を含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「負債(4)長期借入金(1年以内を含む)」の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額922百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏その他の地域において、事業所等のスペースの一部や、賃貸用住宅等を対象とした土地や建物の賃貸を行っております。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
5,364	3,684

注:1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、金額に重要性のある物件については社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 333円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円45銭 |

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	19,700	流動負債	5,990
現金及び預金	9,263	支払手形	191
受取手形	1	買掛金	138
売掛金	3,934	短期借入金	1,957
有価証券	500	未払金	121
仕掛品	2,386	未払費用	1,237
前払金	66	未払法人税等	444
前払費用	53	預り金	1,350
繰延税金資産	125	賞与引当金	96
関係会社短期貸付金	3,153	賞与引当金	107
その他の	236	受注損失引当金	271
貸倒引当金	△20	その他	72
固定資産	20,551	固定負債	3,586
(有形固定資産)	10,324	長期借入金	1,080
建物	1,492	繰延税金負債	445
構築物	81	再評価に係る繰延税金負債	1,529
機械及び装置	403	退職給付引当金	179
車両運搬具	0	資産除去債務	327
工具、器具及び備品	43	その他	25
土地	7,902	負債合計	9,577
建設仮勘定	400	〔純資産の部〕	
(無形固定資産)	190	株主資本	28,249
借地権	67	資本剰余金	18,580
ソフトウェア	79	資本準備金	1,102
その他	42	利益剰余金	11,454
(投資その他の資産)	10,036	利益準備金	483
投資有価証券	5,666	その他利益剰余金	10,971
関係会社株式	2,240	繰越利益剰余金	10,971
出資金	371	自己株式	△2,887
関係会社長期貸付金	2,032	評価・換算差額等	2,424
その他	10	その他有価証券評価差額金	1,346
貸倒引当金	△284	土地再評価差額金	1,077
資産合計	40,251	純資産合計	30,674
		負債及び純資産合計	40,251

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		20,640
売 上 原 価		17,174
売 上 総 利 益		3,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,448
営 業 利 益		2,017
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	76	
受 取 配 当 金	197	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	102	
雑 収 入	50	427
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
為 替 差 損	139	
雑 損 失	26	192
経 常 利 益		2,251
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	
そ の 他	0	21
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	27	
本 社 移 転 費 用	11	
そ の 他	1	40
税 引 前 当 期 純 利 益		2,232
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	647	
法 人 税 等 調 整 額	110	758
当 期 純 利 益		1,474

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成27年4月1日 残高	18,580	1,102	1,102	437	15,077	15,515	△4,957	30,240
事業年度中の変動額								
利益準備金の積立				46	△46	-		-
剰余金の配当					△460	△460		△460
当期純利益					1,474	1,474		1,474
自己株式の取得							△3,004	△3,004
自己株式の消却					△5,074	△5,074	5,074	-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	46	△4,106	△4,060	2,069	△1,990
平成28年3月31日 残高	18,580	1,102	1,102	483	10,971	11,454	△2,887	28,249

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日 残高	1,828	995	2,823	33,064
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				△460
当期純利益				1,474
自己株式の取得				△3,004
自己株式の消却				-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△482	82	△399	△399
事業年度中の変動額合計	△482	82	△399	△2,390
平成28年3月31日 残高	1,346	1,077	2,424	30,674

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

3. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～57年 機械及び装置 2～13年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 受注損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
 - ⑤ 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当事業年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ③ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表、損益計算書、並びに株主資本等変動計算書に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「原材料及び貯蔵品」、「未収入金」並びに「前受収益」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「原材料及び貯蔵品」、「未収入金」を流動資産の「その他」に、「前受収益」を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「原材料及び貯蔵品」は0百万円、「未収入金」は184百万円、「前受収益」は0百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物	440百万円
機 械 及 び 装 置	0百万円
工 具、 器 具 及 び 備 品	0百万円
土 地	5,458百万円
計	5,899百万円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	427百万円
長 期 借 入 金	980百万円
計	1,407百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,356百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の銀行与信に対し、債務保証を行っております。

ト ー ヨ ー カ ネ ツ マ レ ー シ ア 社 1,096百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	4,401百万円
② 長期金銭債権	2,032百万円
③ 短期金銭債務	7百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,250百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	1,581百万円
	仕入高	1,221百万円
営業取引以外の取引高		203百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 12,081,337株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	33百万円
退職給付引当金	54百万円
賞与引当金	33百万円
貸倒引当金	93百万円
受注損失引当金	83百万円
投資有価証券評価損	166百万円
出資金評価損	39百万円
減損損失	20百万円
資産除去債務	100百万円
その他	67百万円
小計	693百万円
繰延税金資産合計	△419百万円

(繰延税金負債)

土地再評価差額金	1,529百万円
その他有価証券評価差額金	594百万円
繰延税金負債合計	2,123百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は14百万円減少し、法人税等調整額が17百万円増加し、その他有価証券評価差額金が31百万円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は82百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	トーヨーカネツ ソリューションズ㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収(注1) 利息の受取(注1)	47 13	関係会社短期貸付金 —	2,457 —
子会社	㈱トーヨーサー ビスシステム	(所有) 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	162 22	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 —	491 1,637 —
子会社	トーヨーカネツ マレーシア社	(所有) 直接 100.0%	工事の請負 固定資産の売却 債務保証 役員の兼任	工事の請負 固定資産の売却(注2) 売却代金 売却益 債務保証(注3)	— 82 20 1,096	売掛金 未収入金 — —	1,027 175 — —

注：1. 各社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. タンク建設に必要な機械装置等売却したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ、決定しております。

3. 銀行与信について、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計107百万円の貸倒引当金を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 297円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円49銭 |

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之 ㊤
業務執行社員

代表社員 公認会計士 野口 哲生 ㊤
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小川 聡 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 野口 哲生 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小川 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月11日

トーヨーカネツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿 部 和 人 ㊟

監 査 等 委 員 樋 渡 利 秋 ㊟

監 査 等 委 員 永 井 庸 夫 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 重 治 ㊟

(注)監査等委員樋渡利秋、永井庸夫及び中村重治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人・ 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載致します。 公告掲載URL http://www.toyokanetsu.co.jp/

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎ致します。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払い致します。